

児童手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げること。

第二 改正の要点

三歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額を、一月につき、一万円に受給資格者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げること。

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。
- 二 児童手当等の額に関する経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行うこと。